

《環境基準及び騒音規制法の規制区域（特定工場等）》

用途地域の区分	環境基準（要請限度）					騒音規制基準			振動規制基準			
	地域の区分	時間の区分	道路に面しない地域	道路に面する地域			地域の区分	時間の区分	規制値	地域の区分	時間の区分	規制値
		昼間 6:00～22:00 夜間 22:00～6:00		1車線	2車線以上	幹線道路に近接する空間						
	AA	昼間	50									
		夜間	40									
第1種低層住居専用地域	A	昼間	55	55	60	昼間 70 (75)	第1種区域	昼間	50	第1種区域	昼間	60
第2種低層住居専用地域				(65)	(70)							
第1種中高層住居専用地域		夜間	45	45	55		第2種区域	昼間	60		夜間	55
第2種中高層住居専用地域				(55)	(65)							
第1種住居地域	B	昼間	55	55	65	夜間 65 (70)	第3種区域	朝、夕、昼間	65	第2種区域	昼間	65
第2種住居地域				(65)	(75)							
準住居地域		夜間	45	45	60		第4種区域	朝、夕、昼間	70		夜間	60
市街化調整区域				(55)	(70)							
近隣商業地域	C	昼間	60	65		夜間 65 (70)	第3種区域	朝、夕、昼間	65	第2種区域	昼間	65
商業地域				(75)								
準工業地域		夜間	50	60			第4種区域	朝、夕、昼間	70		夜間	60
工業地域				(70)								
工業専用地域												
臨港地区												

(単位：デシベル)